人権 大阪府協会ニュース

vol.8
2005年3月

「大阪府人権協会ニュース」では、人権相談をはじめ相談担当者の方に、相談活動の参考となるような制度・施策の創設や改正のポイント紹介、具体的な相談活動紹介などの情報提供を行っています。
　また、必要に応じ、大阪府人権協会としての考え方や地域、相談機関での取り組みの呼びかけなども伝え、地域活動の一助となることを目的に編集しています。

児童虐待防止と地域の役割
神田　真知子
大阪府寝屋川子ども家庭センター　2

資料　虐待防止法新旧対照表(2004. 10. 1)　7

学力実態調査と地域における教育運動
谷川　雅彦
部落解放同盟大阪府連合会　政策部長　10

「子ども・青少年に関する相談窓口」一覧　15

財団法人 大阪府人権協会

財団法人大阪府人権協会 第４回人権地域協議会事務局長・参事会議（2004.11.12）講演録

児童虐待防止と地域の役割

大阪府寝屋川子ども家庭センター　神田 真知子

１　虐待事件からの経過

2004年１月に新聞報道された岸和田市の児童虐待事件は、児童福祉の歴史に残る大事件であった。また、10月には高石市でも虐待による死亡事件が起こってしまった。大阪は虐待防止の取り組みが全国一進んでいると自負してきたが、府内でも虐待事件が多発する極めて深刻な状況にある。府民の方は、“児童相談所は何をしているんだ”、“なぜ守れなかったのか”と思われたと思うし、“子どもを早く保護しろ”という気持ちも持っておられるだろうと思う。しかし、安全を確保するため子どもを迅速に保護することは大変重要だが、家庭から子どもを保護することは手段であり、虐待問題の解決方法ではない。

寝屋川子ども家庭センターでは、2002（平成14）年度に市民の方からの「たたかれている」「夜間外に出されている」とか、学校から「放置され満足に食べていない」「叩かれてアザがある」等の虐待通告が、月に約10件であった。それが2003年度は月20件と倍になった。それだけ学校の取り組みも進み、地域の目も変わってきて虐待の発見が進んだことが件数の増加につながっていると考える。しかし、今年度は、月40件ペースで毎日通告電話があるような状況である。これだけの子どもたちが虐待という被害に遭っているおそれがある。当センターでは、４月～９月までの上半期で250人の子どもたちの通告を受けていることになる。この件数は大変な数である。通告を受けた子どもの約１割は、家庭や地域から離れて、仲の良い友達からも離れ、見守ってくれている先生からも離れて、施設で生活することになる。今の制度では、虐待を受けた子ども自身が安全確保のために家から離れて施設で暮らすということになる。

施設に入所した子どもたちも、施設で長期間生活することが最善ではない。子どもたちは安心できる家庭に戻りたい、地域に戻りたい、親から見捨てられたくないと思っている。子どもたちの“いつ帰れるんだろう”という声も聞く。虐待のない安心できる家庭に帰り、それを支えてくれる地域で暮らすのが子どもの権利保障だと思う。施設の生活では、どんなに職員が頑張っても家庭ではないし、親でもない。さらに、施設で長期間育つと、子どもは家庭にあこがれて、早くに結婚する人も多い。自分は“子どもを叩くような親にならないでおこう”、“自分の子どもはしっかりかわいがろう”、と思って家庭を持って、親になるが、親にしっかり愛された経験がなく家庭生活の経験がなく親になっていくと、思いと実際の子育てのギャップに苦労する例もある。

重篤な虐待事件をみると、親自身が虐待を受けて育ったという共通点が見えてくる。虐待の連鎖が起きて繰り返されている。しかしこの親たちが子どもの時代には、社会全体は児童虐待への関心はまだ低く、子どもを守れていなかった。“私もこうやって育ったんだ。その時は誰も守ってくれなかったのに、自分の子どもに同じ育て方をして何が悪い”という親の主張がある。この連鎖を、地域で親と子どもを支えていくことで断っていくことが、虐待防止のための地域の重要な役割である。

私自身も少女時代を振り返って思い出すと、父子家庭でしたので近所のおばちゃんたちや親戚の人たちがよく声を掛けてくれ手伝いにも来てくれていた。私自身が経験した“地域の人が支えてくれた”、“親せきのおばちゃんが助けてくれた”というようなことが、今は激減したような気がする。

2　虐待事件の教訓

重篤な虐待事件からは、ブレーキをかけられない親の姿が、またブレーキをかける人が家の中にも地域にもいない、そういった課題も見えてきます。

新聞報道された虐待事件は、岸和田事件から高石事件まで、大阪府内（大阪市は除く）で５件起こっている。全国では、虐待防止法が施行された2000年11月から2003年６月までの間に 127 人の子ども達が親の虐待により亡くなっている。これらの事件から様々の課題が見えてくる。

地域の課題としては、近隣の人々や子どもたちが目撃したり聞いたりしていた「痩せてきた」「叩かれていた」等の情報が児童相談所や市役所に届かなかったことがある。

その理由として、連絡先がわからない、親の仕返しが不安だった等のことが推測できるが、大事件になる前に機関や学校に情報がなぜ届かなかったかというところに、地域の大きな課題があると思う。

またある事件では、お母さんが幼児を虐待で死なせてしまった。新聞報道では、お母さんは育児が大変で、ある日近隣の方が何気なしに言った「この子小さいね」の一言で、母親は自信をなくし子どもを外に出せなくなったと書かれていた。家から出してもらえなかった子どもの虐待を地域は発見ができなかった。ここにも虐待の発見の難しさがある。

また、お母さんが赤ちゃんの睾丸を切り取った疑いで逮捕された事件がある。順調に発育していた赤ちゃんの睾丸だけが切り取られたというショッキングな事件であった。事件は現在公判中だが、母親は子ども時代父親に性的虐待を受けていたとの報道もあり、虐待の連鎖という難しい一面が見えてくる。

府内で昨年報道された虐待事件から

1. 岸和田事件　中３男児　餓死寸前
2. 泉佐野事件　１才男児　死亡
3. 和泉事件　０才男児　重傷
4. 豊中事件　６才女児　死亡
5. 高石事件　２才男児　死亡

※ 2000. 11～2003. 6 に全国で 127 人が虐待死

虐待の４つの種類

1 身体的虐待
- 打撲傷、内出血、骨折、火傷等
- 首を絞める、殴る、蹴る、熱湯をかける
- 食事を与えない、閉じこめる等

2 ネグレクト（怠慢、放置）
- 食事、衣服等監護を怠る
- 医療を受けさせない
- 学校に行かせない等

3 性的虐待
- 子どもへの性交、性的行為の強要
- 性器や性交、ポルノグラフィーを見せる

4 心理的虐待
- 言葉による脅し、無視、拒否
- きょうだい間の差別等著しい心理的外傷
- 子どもの前での DV も含まれる

※ 親以外の同居人による行為も虐待である

3　虐待の現状

虐待には、特に基準はない。子どもから見て不適切な、子どもの権利が侵害されている状況があれば、傷が軽かろうが重かろうが、虐待であると考える。

虐待には①身体的虐待、②ネグレクト、③性的虐待、④心理的虐待の種別がある。虐待防止法の改正では、子どもの前で行われる DV や親以外の同居人の行為も虐待の定義に含まれた。

虐待者の割合を見ると、母親が多い。このことは、お母さんが子育てで誰の助けもなく、お父さんの協力や支えが少なく母親に育児負担が重くかかり、虐待の要因になっていることを示している。虐待の種別では、身体的虐待が増えている。それから、件数ではまだ少ないが性的虐待が確実に増えている。件数にあがっているのは氷山の一角と考える。

ある中学生の女の子が５年前からあった性的虐待を保健室の先生に初めて打ち明けた事例があった。学校生活は精一杯頑張っていたが、心も体も“ぼろぼろ”に傷ついていた。

性的虐待を発見した場合は、原則として再発防止のため加害親と子どもを分離する。この事例でも子どもを一時保護し、その後母親は離婚した。が、性虐待の場合は加害者である父親はいなくなっても母

親と子どもとの親子関係が混乱する場合が多く、時間をかけてていねいに母子の関係を援助していくことが重要である。

被虐待児童を年齢別にみると、幼児が半数を占めているが、学校との連携が進み小学生、中学生、が増えてきている。乳幼児の虐待は保健センターの健診や医療機関の受診時の発見が多い。法的には、私もみなさんも含め国民全員が、虐待を見つけたら通告をするのは義務である。見て見ぬふりは法律違反である。罰則はないが、通告をしないのは法律違反だということを認識していただきたい。児童相談所が通告を受けると、概ね48時間以内に関係機関と協力しながら安全確認を行い、危険度や重症度を判断する。通告を受けて放ったらかしは法律違反である。

子ども家庭センター（児童相談所）は、法的な権限があるので、親がケガをした子どもに会わせない、虐待を受けている子どもの安否がわからないという時は、警察の協力を得て立入調査をする。時には親が反対しても、子どもの安全を守るために、職権でお預かり（一時保護）する。施設入所は、親の同意がないとできないので、同意がない時は児童福祉法28条にもとずく裁判を起こす。大阪府では一昨年は３件だったが、去年は計13件の家庭裁判所申立をしている。裁判をしてでも子どもを施設に預かるというケースは着実に増えている。

虐待防止法の改正があって、2005年度からは児童相談所だけでなく市町村も通告先になる。子ども虐待の通告があったら市町村が子どもに直接会うなどして安全確認を行わねばならない等、市町村の役割が強化される。また、お母さんが働いていなくても、保育所は虐待を受けている子どもの優先入所の配慮をしなくてはいけないというのが法律に明記された。また、学校や病院等の団体は、当然のことながら人権文化センターも早期発見や予防に協力する義務がある。

虐待の通告義務 ～早期発見のために～

● 児童福祉法、児童虐待防止法で規定 ●

1. 通報は国民の義務（ただし罰則はない）
2. 学校、児童福祉施設、病院等の団体は早期発見に努める義務
3. 守秘義務より虐待通告義務が優先
4. 秘密漏えいの禁止

※ 通告先は、子ども家庭センターまたは市町村

虐待防止法等の改正

1. DV が心理的虐待に
2. 市町村の役割が強化
   - ■ 市町村も通告先に
   - ■ 児童の安全確認の役割
   - ■ 被虐待児童の保育所入所に配慮
3. 学校、病院、施設等の団体も早期発見や予防、親子の再統合に協力する義務
4. 児童の自立支援、親子の再統合への援助を強化

虐待を受けた子どもの特徴

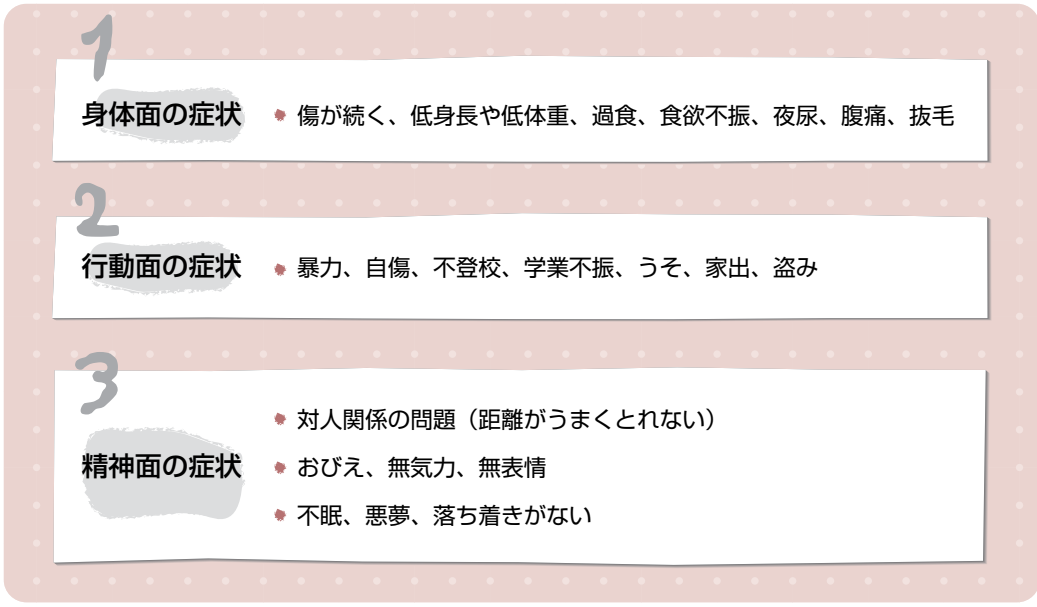

4　虐待を受けた子どもの特徴

虐待を受けている子どもの多くは、“お父ちゃんにたたかれている”と自分からは言わない。けがをして、青あざをつくり、顔が腫れていても、学校の先生が「どうしたの」と聞いたら、子どもは「自転車から落ちた」等と言う。虐待を受けた子どもたちは、お父さん・お母さんに怒られるのが怖いという不安な気持ちや、お父さん・お母さんは大好きだから、悪口を言いたくないという気持ち、先生に言ってもどうにもならないというあきらめの気持ち等様々な気持ちを持っている。一方で、子どもたちは、“けががある”“髪の毛が抜けてきた”“家出が頻繁にある”“友達関係が下手でおどおどしている”“表情がない”など、いろんな形で周りの大人にSOSを出している。そのSOSを見落としたり、子どもだけの問題だと決めつけたりしないでほしいと思う。

5　保護者の状況

重度の虐待をしている保護者の大半が子ども時代に虐待を受けた経験がある。たたかれて育った人、放ったらかされて育った人。愛されずに育った人。親たちは、愛された経験が乏しい上に子育てのモデルが身近にいないため、どうして子どもを愛するのか抱くのかがわからない、どうしてほめるのかがわからない。怒り方は、たたかれてきたから体が覚えている。でも、ほめられたことがないためほめ方はわからない。ある日、施設で子どもが職員と言い合いになった後で、職員が「そうだね、あなたの言うことが正しいわ。ごめんね謝るわ」と何気なく言ったら、この子はきょとんとして「大人が私に謝ったことは初めて」と言った。このような当たり前の親子のコミュニケーションができていない。だから、お母さん・お父さんには子育ての方法を言葉ではなくて、実際にほめ方、愛し方、遊び方、謝り方、叱り方等を行動で示し、目の前で見せてあげないとわからないと思う。

また、若い保護者の世代の多くはメール世代。若い世代の方で母親、父親に“どのようにして出会われたのですか”と聞いたときに、「出会い系サイト」と言われる方も多い。メールでやりとりをして交際し結婚する。メールでは気持ちを書けるけれども、言葉で「愛している」ことを表現したり、いかに相手を思いやり、大事に思っているかということを言うのはとても下手である。事務的な話とか事実は言えても、気持ちが言えない。ましてや子どもにいかに親が子どもを愛しているか、子どもが大事だから怒るんだとか、どうして欲しいのかという気持ちが、きとんと伝わるように言えていない。子どもは何でたたかれるのか、何で怒られるのかがわからない。理由がわからないから、びくびくするし、顔色を見て、怒られるのが過ぎるのを無表情で待つ。親はその様子を見てまた怒る。このように、家庭内の親子や夫婦のコミュニケーションが下手だというのを、実感する。これは、虐待をしている親だけではなく、社会全体がコミュニケーション下手になっているように思う。危険信号ではないだろうか。

児童虐待防止ネットワークのモデル的実践例

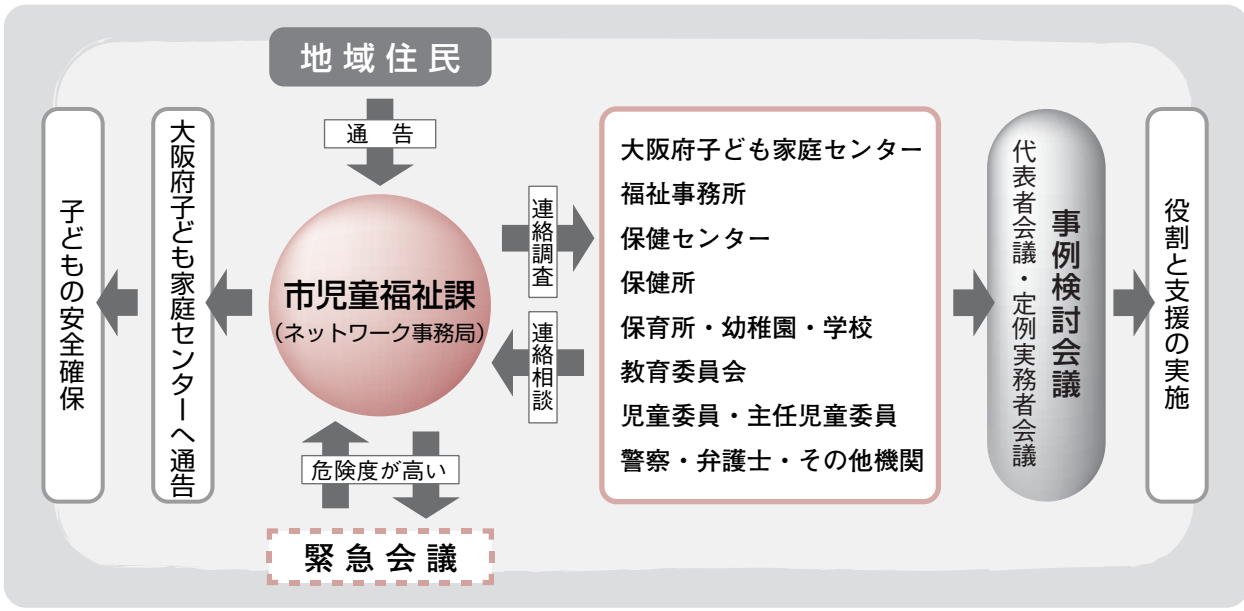

6　地域のネットワークづくり

地域で虐待防止のネットワークを作っているということを、図式化した。地域では市町村単位、大阪市では区単位で関係機関が集まって、一つの家庭を支えるためにどうするかどの機関が何を援助できるのかを議論している。緊急な事態には緊急会議をしながら子どもを守り、親を援助しているという仕組みができている。

7　地域の役割

今日のテーマである「地域の役割」で地域が何をしないといけないのか。まず、地域で虐待を受けている子どもを早く見つけてあげてほしい。けがも軽いうちに、大きな事件になる前に周囲の大人が気づくことが一番大事なこと。情報を集め、保護者に虐待であることをはっきり伝え、同時に援助をする。地域で、見守り、しかも機関や人々が連携して支え続ける。援助は何年にもわたり、地域が疲れてしまうケースもあるが、現代は親せきや家族が弱くなっているので、地域で支え続けることが求められている。地域でどう支え続けるか。子どもを地域が育てる。親が育てる力が弱いので、子どもをどう育てるか、親をどう具体的に支援していくかが地域の役割だと思う。

そのためには、ケース会議で地域の機関が幅広い情報を共有して家族の問題を理解し、問題解決に向かって各機関が何を援助していくのかについて役割分担と責任を明確にすること、またどの機関が中心になって進行管理していくか“主担機関”を明確にしておくこと、さらに支援しながらも常に危険度の変化を判断しておくこと、危険度が高まれば迅速に子どもの安全確保を優先することが重要である。

最後に、地域の役割の３本柱として「親の子育てをどう援助するか」「子ども自身をどう援助するか」「家事をどう援助するか・経済的にどう援助するか」、が大事な３つの要素だと思う。例えば一緒に大掃除をする、保育所の送迎を応援する、就労の支援をする、子どもに料理や洗濯を教える等、地域ならではの具体的なおせっかいな援助を考えて欲しい。

虐待から子どもを守ることは、結果として全ての子どもたちの健全な成長と権利を守っていくことにつながると思っている。

虐待防止のための地域の役割

1. 虐待（疑いを含む）の早期発見、通告
2. 子どもの情報の収集、情報の提供
3. 保護者の気づき（告知）と援助
4. 日常生活の見守り（モニタリング）
5. 機関が連携して地域で親子を支え続ける
6. 子どものケア（見守り、自立支援）

地域が行う援助の３本柱

1. 子育ての援助（ペアレンティング）
2. 子ども自身への援助
3. 家事援助、経済的援助

資料

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律新旧対照表

新

（目　的）

第一条　この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする。

（児童虐待の定義）

第二条　この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

一　児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二　児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

三　児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四　児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条　国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2　国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3　国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

4　国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

5　国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

旧

（目　的）

第一条　この法律は、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする。

（児童虐待の定義）

第二条　この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）に対し、次に掲げる行為をすることをいう。

一　児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二　児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

三　児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四　児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条　国及び地方公共団体は、児童虐待の早期発見及び児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関及び民間団体の連携の強化その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めるものとする。

（新設）

2　国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童に対し専門的知識に基づく適切な保護を行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3　国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めるものとする。

（新設）

新	旧
6　何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。	4　何人も、児童の健全な成長のために、良好な家族の関係及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。
（児童虐待の早期発見等） **第五条**　学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。	（児童虐待の早期発見） **第五条**　学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
2　前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。	（新設）
3　学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。	（新設）
（児童虐待に係る通告） **第六条**　児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。	（児童虐待に係る通告） **第六条**　児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに、これを児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定により通告しなければならない。
2　前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。	（新設）
3　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。	2　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、児童虐待を受けた児童を発見した場合における児童福祉法第二十五条の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
第七条　市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。	**第七条**　市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が児童虐待を受けた児童に係る児童福祉法第二十五条の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。
（通告又は送致を受けた場合の措置） **第八条**　市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による児童相談所への送致を行うものとする。	（通告又は送致を受けた場合の措置） **第八条** （新設）
2　児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定による一時保護を行うものとする。	児童相談所が児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十五条の規定による通告又は同法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、速やかに、当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定による一時保護を行うものとする。
3　前二項の児童の安全の確認、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うよう努めなければならない。	（新設）
（警察署長に対する援助要請等） **第十条**　児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合についても、同様とする。	（警察官の援助） **第十条**　第八条の規定による児童の安全の確認、同条の一時保護又は前条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をしようとする者は、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、警察官の援助を求めることができる。
2　児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。	（新設）

新	旧
3　警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。	（新設）
（児童虐待を行った保護者に対する指導） **第十一条**　児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。 2　児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。 3　前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。	（指導を受ける義務等） **第十一条** （新設） 　児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。 2　前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。
（面会又は通信の制限等） **第十二条**　児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）（同法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られた場合においては、児童相談所長又は同号に規定する施設の長は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点から、当該児童虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができる。	（面会又は通信の制限） **第十二条**　児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十八条の規定により同法第二十七条第一項第三号の措置が採られた場合においては、児童相談所長又は同号に規定する施設の長は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点から、当該児童虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができる。
第十二条の二　児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものを除く。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者が当該児童の引渡し又は当該児童との面会若しくは通信を求め、かつ、これを認めた場合には再び児童虐待が行われ、又は児童虐待を受けた児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第十三条第一項の規定により児童に一時保護を行うことができる。 2　児童相談所長は、前項の一時保護を行った場合には、速やかに、児童福祉法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。	（新設）
（児童福祉司等の意見の聴取） **第十三条**　都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴かなければならない。	（児童福祉司等の意見の聴取） **第十三条**　都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置が採られ、及び当該児童の保護者について同項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた同項第三号の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同項第二号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴かなければならない。
（児童虐待を受けた児童等に対する支援） **第十三条の二**　市町村は、児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。 2　国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ充分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。 3　国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。	（新設）

（検 討）
第二条　児童虐待の防止等に関する制度に関しては、この法律の施行後三年以内に、児童の住所又は居所における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方その他必要な事項について、この法律による改正後の児童虐待の防止等に関する法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

財団法人大阪府人権協会 第４回人権地域協議会事務局長・参事会議（2004.11.11）講演録

学力実態調査と地域における教育運動

部落解放同盟大阪府連合会　政策部長　谷川雅彦

1　はじめに

地域の教育運動というので幾つかお話をさせていただきたい。

大阪府全体のデータをと考えたが、地対財特法の失効以後の問題として、これまで同和地区のさまざまな生活実態の指標、データを把握していたが、特別対策における「地区指定」という問題で、行政のデータ把握にさまざまな困難が生まれてきた。法律（特別対策）がなくなったから被差別部落はなくなったわけではないが、2003年に実施した大阪府の学力実態調査も同様であり、データを出すことに関して、少し不備が今の段階で考えられる。大阪市内は未然に問題をクリアーしており、正確な数字が得られることから西成のデータを基に部落の問題を出しながら学力実態調査の結果について考えたいと思う。

2　学力実態調査の現状

大阪府、大阪市が2003年に学力実態調査を実施しているが、小学校６年生の国語・算数、そして当時中学校３年生の国語・数学・英語、それぞれ一定の割合で抽出した対象者を基に調査を進めたのが、いわゆる学力実態調査である。さらには生活に関するアンケート調査、学校５日制等に関する保護者調査、そして学校調査Ⅰ・学校調査Ⅱの学力実態調査、そして５日制調査としての学校調査といった調査から全体が成り立っている。

そういった全体の構成を見ながら、資料（表１）をご覧いただければ一目瞭然で、国語・算数（小学校）、そして国語・数学・英語（中学校）と、それぞれ教科の点数が出ている。

抽出校地区外生、同和教育推進校（同推校）同和地区外生、同和地区生と三つのデータに分かれている。同推校以外の学校のデータが一番左側の国語（小学校）が77.5点。地区生というのは、大阪市内12の同和地区に居住していた小学校６年生・中学校３年生の平均点となっている。

小学校で較べると、全市平均、同推校を除く全市平均が77.5点となっている。地区生では、72.0点と既に小学校の国語の段階で－5.5点の格差が出ている。算数の部分で67.5と52.2で、－15.3点と同和地区の生徒の方が低くなっている。これが中学校に行くとさらに広がり、国語では62.5と52.8で－9.7、数学ではさらに61.4と38.5で－22.9、英語については60.8と43.9で、－16点の格差があった。

これに平均と西成の三つの小学校と二つの中学校の地区生のデータを入れていくと、例えば小学校国語で66.1点、小学校算数で45点、中学校国語で52.0点、中学校数学で36.3点、中学校英語で44.6点と、さらに深刻な数字が並ぶ。特に小学校段階での格差が激しいということがわかる。

表1

	抽出校地区外生	推進校地区外生	地区生	西成地区
国語小	77.5	78.2	72.0	66.1
算　数	67.5	65.3	52.2	45.0
国語中	62.5	60.2	52.8	52.0
数　学	61.4	55.7	38.5	36.3
英　語	60.8	56.1	43.9	44.6

表2

平日、家での学習時間 ⟹	大阪市全市平均		西成地区	
	小学校	中学校	小学校	中学校
ほとんどしない	19.4%	47.7%	38.3%（19.8%）	62.5%（34.5%）
15分まで	11.0%	6.6%	17.8%	9.6%
計	30.4%	54.3%	56.1%	72.1%

※（ ）内は1995年調査

■ **学習理解度について**

次に、学習理解度について、例えば小学校の国語をそれぞれの「領域」、そして「問題とその狙い」に分けて、「正答率」について、同推校の全市と西成と比較したデータがある。どんなところで同和地区の生徒は正解できていないとか、どういった力が弱いのかということを見ていくと、とりわけ「書くこと」で「聞き取った内容に基づく感想の記述」というのが、全市平均と西成平均の差が 16.9 ポイント。「言語事項」の「指示語の理解」というところでは20点の格差、「読むこと（説明的文章）」の中では、「キーワードに基づく内容理解」「文章中の言葉を使った要旨の記述」で20点を超えるような格差がある。また、「書くこと」の「全体を通した書く事柄の整理と文章全体の組み立て」では、この差が 28.9 ポイントとかなり大きく開いている。総じて「書くこと」に困難を抱えているといえる。

小学校の算数のところでは、「四則混合計算」で、引き算と掛け算、割り算と大小比較など、軒並み全市平均との格差は22点を超えている。「量と測定」の「円の面積」というところを例に挙げてみると格差は30点を超える。全市が 56.1、ほぼ２人に１人は正解しているのに、同和地区は 22.9 と 4.5 人に１人という状況である。「量測・図形」「量と測定」というところでは、軒並み20点を超え30点に近いような格差がある。

中学校の国語でも、数学、英語というところでも、それぞれの項目において格差がある。なぜこの問題を誤答したのか、なぜ間違ったのかという誤答分析というものが大事になってくると思われるが、改めてこの西成のケースを通じて私が感じたのは、大阪市内の同和地区の学力問題は、西成の学力問題といっても過言ではないということであった。

3　学力形成に及ぼす要因

❶ 家庭学習習慣の定着

では、その学力低位が一体何によって引き起こされているのか、これについて幾つか考えてみたいと思う。

一般的に学力形成に直接影響を及ぼす家庭背景要因について、まず日常の家庭学習習慣、特に親の学歴階層や文化階層が低い家庭の子どもの場合は、学力形成において不利な立場にあるといわれる。また、宿題をきちんとする習慣ができているといったような場合は、この学力形成の落ち込みは少ない、または見られないというようなことが一般的に言われている。

このことを学力だけではなくて保護者に対する調査、また子どもたちに生活のことを尋ねるといった調査も行われているので、その辺のデータを見ながら検証していきたい。

例えば平日の家での学習時間を尋ねている。大阪市全市平均が「ほとんどしない」と答えている子どもたちは 19.4%、「15分まで」と答えている小学生が 11%、「15分まで」「ほとんどしない」という割合は 30.4%。これに対して西成地区では「ほとんどしない」が 38.3%、「15分まで」が 17.8%、この合計が 56.1%。「平日家で勉強しますか」という問いに対して、「15分まで」「ほとんどしない」というのは全市的には 30.4%、約３人に１人。これに対して西成地区では 56.1%、約２人に１人強となっている。

これが中学生になると、全市的には「ほとんどしない」47.7%、「15分まで」6.6%、あわせて 54.3% と、全市的に増えている。これに対して西成地区では「ほとんどしない」62.5%、「15分まで」9.6%、合わせて 72.1%、４人のうち３人が中学生になるとほとんど勉強しないということが明らかになっている。

大阪市は1995年に学力生活実態調査を行っている。そのデータと比較してみると、95年度調査のとき、平日での学習時間は、「ほとんどしない」と答えた子どもが、小学校で 19.8%。今回の調査では 38.3%。「ほとんどしない」というのが小学校で 19.8%から 38.3%まで増えている。中学生では 34.5%から 62.5%へ増加している。この８年間で家庭学習を全くしなくなったという子どもたちが急増しているということがわかる。

学力形成に直接影響を及ぼす要因である家庭学習等の習慣が、1995年から2003年の８年間で、この習慣が大きく変わってきていることが、学力低位の深刻化を生む背景になっているのではないかと考えられる。

従って、地域における取り組みとしては、この家庭学習の習慣というものを、どうしっかりと身に付けていくかということが大事な問題になってくる。学力を定着させるための宿題の出し方やその宿題をしっかりとやれるような態勢を作れるかが、家庭学習習慣の定着を図る上で大事である。

また、“学習塾に通っていますか”ということを、今回の調査で聞いている。全市的に見ると、「通っている」子どもは46.2%、２人に１人ぐらい。これが西成地区では「通っている子」は19.6%、５人に１人。明らかに塾に通っている子が、全市に較べて西成地区の小学生の場合は少ないということになる。

これが1995年の、８年前の実態と較べるとどうなのかということを見てみると、95年当時のほうが学習塾に通っている子が多かった。小学校で95年では63.5%が「通っていなかった」けれども、今回「通っていなかった」というのは80.4%で、16.9%も増加をしており、中学校では49.1%から66.7%で、これは17.6ポイントの増加している。

	全　市	西　成
塾に通っている	46.2%	19.6%

家でしっかりと予習なり復習をする、家でしっかり宿題をするという子どもの学力は高いというが、“なぜ西成地区の子どもの学力は低いのか”といったときに推測できるのは、“帰ってから勉強をしない”、“宿題をしない”。帰ってから勉強をしなくても塾に行っていたら、塾でそのおさらいをしたり、塾でわからないところを尋ねたりしてこの家庭学習を補うが、その塾へ行っていない子が多い。年を追うごとに「行けないのか」「行かないのか」ということはあるが、増えている。

単純な話、“塾へ行かせる子を増やすのか”これは家庭の経済力というものに依存する。そうすると家庭での勉強、毎日の勉強をしっかりとさせる。その中心になるのは宿題の与え方、そして宿題というものをやり遂げるということへのサポートではないかということが大きな一つ目の課題となると考える。

❷ 学習サポート体制

二つ目は“わからないことがあれば自分で調べる”とか、例えば親に尋ねる、さらには塾や家庭教師の先生に教えてもらう、こういった行動をとる子どもの学力は高いということが、さまざまな調査の結果で証明をされている。

今回の調査で、この点について見てみると小学生の場合、勉強がわからなかったときの対応で、「親に教えてもらう」という子は全市平均では49.5%であるのに対して、地区では41.3%とやはり少ない。「教科書や参考書で調べる」というのは21.4%に対して17.4%。塾の先生や家庭教師に教えてもらうというのは、全市平均5.6%に対して地区では、4.6%となっている。逆に「わからなくても放っておく」と答えた割合が、全市が4.4%であるのに対して、地区では16.5%、約４倍も「放っておく」「そのままにしておく」という子どもたちの割合が多くなっている。

８年前の状況と比べると、「教科書や参考書で調べる」という子どもが23.5%から17.4%へ、中学生でも35.3%もあった「調べる」という市の子どもたちが、15.5%へ減っている。逆に、「放っておく」というふうに答えた小学生・中学生が増えている。

2000年部落問題実態調査（西成）で、親に、“子どもたちがわからないことがあった場合どうしますか”と聞いている。「可能な限り時間をとって一緒に調べたり考えたりする」が40%だった。2003年の調査でも「一緒に調べたりする」という答えがほぼ同じ答え。親は子どもたちがわからなかったら一緒に考えよう、子どももわからなかったら親に聞いたりして調べよう、その割合はほぼ一致しているわけである。

2000年部落問題実態調査で小中学生を持つ保護者に、子どもが勉強でわからないことがあった場合、どうするのかを訪ねたところ、「可能な限り一緒に調べたり、考えたりする」が40.0%だった。これを子どもの年齢別に見ると、小学校低学年の場合は、59.5%、高学年では、38.5%、中学生になると27.8%、と学年が上がるにつれて低くなっている。

2000年の実態調査では親の学歴を調べたが、回答者の最終学歴は中卒が33.8%。小中学生を持つ親の３人に１人が中卒。高卒が49.2%、短大・大卒が16.9%となっていた。2000年調査の配偶者の学歴も尋ねているが、同じような答えだった。

このように困難な問題がまだ起こっている、決して学力の問題は終わっていない。親の学歴問題がこんな形で子どもと一緒に考えたり調べたりするというときに、困難を与えているのではないかということが想像できる。そのことが、子どもたちの学力を低下させるということに、今も繋がっていると考えられる。従って、子どもたちの二つ目のテーマは、わからないことがあった場合のサポート体制をどうするか。親に聞くということでは解決しない、青少年会館や学校や、メール、電話、ファックスなどいろんな方法を使って解決できるようにするなど、どんな方法があるのかということを考えていく必要があるのではないのか。

❸ 基本的生活習慣

そして三つ目は、よく言われてきたことだが基本的生活習慣の問題である。

土台として、間接的サポートとしての生活習慣の形成、落ち着いて家庭学習に取り組める環境、こういったことが学力形成に関与していることは明瞭になっていると思う。

具体例を言うと、「朝ご飯をちゃんと食べているか」、それと「前の日に学校の用意をちゃんとしているか」、すなわち、勉強するということの準備がまずできているかということを今回の調査で見ていくと、「家で朝ご飯を

いつも食べています」という子どもは、全市で79.5%、約８割の子どもが毎日食べると全市の子は言っている。西成はどうかというと、「いつもご飯は食べます」という子は59.6%、約６割になります。２割の差。これは中学生になると、全市的には72.3%、西成は63.8%。ここでもやはり、10%の違いが出てくる。

	小学校		中学校	
	全市	西成	全市	西成
朝ご飯をいつも食べている	79.5%	59.6%	72.3%	63.8%
前の日に学校に行く用意をしている	61.3%	42.2%	—	—

もう一つ、「前の日にあす学校に行く用意をしていますか」という問いに、大阪市全体では、“それはちゃんとしています”という子は61.3%、西成は42.2%。半数を切っている。

この基本的な生活習慣をどう整えるのか。“朝ちゃんとご飯を食べよう”“前の日にちゃんと明日の準備をしよう”と。これを学校では、「忘れ物をしない」という目標になる。ところが、PTAの中でこれを議論すると“誰が忘れ物をしているのか”という議論になる。“あの子とあの子とあの子だ”“その子らが問題だ”と。そして“その子らの親は誰だ”“あの親じゃないか”という議論になる。そうすると、この子や親への制裁的な議論や取り組みになる。

ある同和地区にある小学校と中学校のPTAの取り組みで、「遅刻をなくそう」という議論の中で、やはり、同じような議論があった。そうではないだろうと。「遅刻をなくそう」ではなくて「朝をすがすがしく迎えよう」というような運動にしたら、遅刻する子だけの運動にならないのではないか。すなわち、朝子どもが学校に行くときに、怒られて出ていくのと気持ちよく“今日も頑張っておいでね”というふうにして出ていくのと、やはり違うだろうと。遅刻しない子が、遅刻しないというのはいいけれども、朝しっかりご飯を食べてきているか。ご飯を食べてこなかったら、遅刻しなくても頭は回らない。そんなふうに問題を立てると、決して遅刻している子だけが問題なのではなくて、さまざまな課題があることが見えてきた。そして一部の子どもたちと一部の親の取り組みになるのではなくて、みんなの取り組みになる。

“忘れ物をするな”ということだけではなくて、大事なのはしっかりと“前日に準備をしよう”と。その準備の中には、“朝ご飯をしっかり食べよう”“しっかりと睡眠をとろう”と、いろんなことが入ってくる。そんなことが、それぞれちゃんとできているかということを子どもたちにしっかりと考え、また親や周りも考えていくということが大事なのではないか。そしてどんなふうにして、さまざまな困難を抱えた親を巻き込んだ運動として展開できていくのかがこれからの課題である。

また、持ち物の部分で、自分だけが使うもの、テレビ、ビデオ、携帯電話、いずれも地区のほうが高くなっている。大事なのは親としての子どもに対するかかわり方、愛情表現のところで、子どもたちが「…が欲しい」というと、「仕方ないな」と買い与える。こういう買い与え方をみんなでいろいろ考えていかないといけない。私も心当たりがある。

親になるために自分がもともとあった経験とか体験とかが基になる。子どもが生まれるから親になるのではなくて、子育てをしない親は親になれない。でも、どう子どもを育てていいのだろうと悩む。そんな時、例えば保育守る会の活動や、そんな保育所のお父さん、お母さんに対する支援をどうしていったらいいのか。そういったことが、大事なことではないのかが四つ目の課題と言える。

❹ 教育に対する価値観

そして、非常に大事な問題の一つと思うことで、同和地区の保護者の教育に対する価値観がある。

例えば中学校卒業後の進路について、「高校まで」が全市29.2%、西成地区は36.8%。高校までいいと考える小学生が多い。「大学まで行きたい」と考える小学生は、当時６年生の全市が24.4%に対して、西成は17.9%。当時中学校３年生では「高校まで」と考えているのは全市的には43.3%に対して、西成では56.7%。「大学まで」は全市的には、当時は34.5%、西成では26.0%だった。

95年の西成の調査と比べると、「高校まで」というのは45.2%から36.8%と減少している。８年前は高校までという人がもっと多かった。大学についても22.2%から17%と減ってくる。高校まで行くという子が減っているし、大学まで行くという子も減っている。逆に小学生で「決めていない」が14.3%から今回18.9%へ、中学生で1.7%から5.8%へ増加していることが気にかかる。どうするつもりなのか。ニートという現象やさまざまな問題が絡み合って、もっと深めていく必要があると思う。

2000年部落問題実態調査（西成）でも親に自分の子どもの状況を聞いている。「高校まで」が31.5%、「短大・高専」が4.6%、「大学まで」が25.4%。国籍別に見たら、同和地区の調査では、同和地区に住んでいる当時の子どもを持つ親で、日本国籍の人よりも在日韓国・朝鮮といった国籍の人のほうが、子どもに対する進学希望、大学まで行ってほしいという割合は高い。同和地区に住んでいる方で、“私は同和地区出身だと思います”という人よりも、“私は同和地区出身とは違う”と言っている人のほうが、子どもに対する学習期待は高い。“大学に行ってほしい”という割合が高い。

さらに、“この町にあなたは住み続けたいですか”“そ

れとも引っ越しをしたいですか”と、2000年実態調査では尋ねている。“引っ越したい”、“できればこの町を引っ越したい”という人のほうが、“子どもに対する進学希望は高い”ちなみに、“住み続けたいという人”が「短大・大学まで」子どもに行かせたい割合は、25%。“私は引っ越したい”という人の子どもの親の「短大・大学まで行ってほしい」という割合は、52.9%だ。西成の同和地区において困難を抱えた人が同和地区に入ってきて、自立をしたい人が出て行っている流出入問題を如実に表している。

次に2000年部落問題実態調査（西成）で、“子どもに高い学歴をつけさせたいと思いますか”という問いに、「あてはまる」が30%、「あてはまらない」が51.5%。あてはまらないほうが多い。“子どもに大学進学率の高い高校を目指して頑張ってほしい”かという問いに、「当てはまる」が30.8%で「あてはまらない」が53.1%となっている。半数の親が自分の子に“高い学歴をつけさせたい”と思っていないのである。

また、“子どもの教育には十分なお金や手間をかけたいと思うか”…「あてはまらない」が多い（45.4%）。自分たちが学校に行けなかったから、せめて子どもには教育を受けさせたい、といって鍋釜さげて運動をしてきた。いつのまにか親の教育に対する価値観、教育方針に対する重要性というのは、西成だけかも知れないが、後退してきている。大変なことだ。“子どもの教育は大事なんだ”ということを、この親との間で共有できるのかということが、子どもの学力を上げることにかかわってくる。

⑤ 地域活動への参加

最後に、地域活動への参加ということである。地域活動への参加が、さまざまな問題に対しての効果を上げている。

2000年の部落問題実態調査が示した、親から見た子どもの学習理解度で、“あなたのお子さんは勉強をわかっていますか”…「よくわかっていると思う」「まあまあわかっている」「あまりわかっていない」「全くわかっていない」と聞いている。

今回の調査でこのことを検討してみると、“子どもの学習理解度が高い”のと、“親のPTA活動の参加度合”で、相関関係があることが分かる。地域活動への参加…「よく参加する」「時々参加する」を合わせた「参加する」は全市で51.8%で、西成では44.6%。昔は西成の地域の教育活動のほうが元気があったが、地域の保護者会活動が、非常にしんどくなっているといえる。2000年実態調査でいうと、「積極的に参加する」は10%、「どちらかといえば参加しています」23.5%、「あまり参加していない」29.5%、「ほとんど参加しない」が36.9%。参加が3人に1人、不参加が3人に2人。

	全　市	西　成
「よく参加する」「時々参加する」	51.8%	44.6%

2000年調査	
積極的に参加する	10.0%
どちらかといえば参加する	23.5%
あまり参加しない	29.5%
ほとんど参加しない	36.9%

地域の教育活動をどう活性化するか。それは今まで積み上げてきた教育を守る会活動や保育守る会活動といったのものを、新しい時代にどんなふうに発展させていくのか。

われわれが2003年の調査の結果を目の当たりにして、激震が走った。今、必死になって取り組んでいる。最初にやったのが、小学校のPTAで学習会をしようという試みで、この実態をまず親に突き付けよう、自分たちの子どもの学力はこんな危機的な状況にあるということをはっきりさせようということだった。

これまでも高校進学率の格差や中退率の高さ、とりわけ一般の半分にとどまっている大学進学率の背景の一つに、子どもたちの学力問題が指摘されてきた。こうした中、4月から新しい教育課程がスタートし、新しい教育制度の中で多様な違いと個性を持った子どもたち一人一人の自己実現をどう支援していくのかが問われている。この責任を個々の保護者の責任だけに押し付けるのではなく、みんなで一緒に考え、つくり上げる中でそれぞれの責任を果たしたいと思う。この学習会をきっかけに、宿題のあり方、自学自習の習慣作りなど、学校と保護者と地域が一緒になって子どもたちの学力向上のために何をしなければならないのか、できるのかを考えていきたい。こういった議論の積み重ねの中で、同和地区内のある小学校で学校と保護者が話し合い、学力向上ための5つの重点課題という地域での方向がまとめた。また、子育てのさまざまな取り組みも試みている。

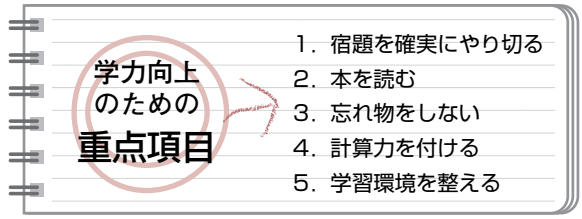

これは西成の特徴かもしれないが、全体的に見て共通する原因、課題はあると思う。そういった課題にどんな関係者がどんな知恵を絞れるのか、われわれは手探りの状態で学力問題を始めたところである。この学力が低い原因は何か。この原因を排除するためにどうしたらいいのか、ひと任せてにしていてはいけない、と感じた。原因を究明する中でまた、地域でできることがある、この子どもたち自身が頑張らなければならないこと、そうしたことを通じて、地域の教育問題の取り組みを進めていきたい。

子ども・青少年に関する相談窓口

☎電話　FAX　受付時間

分野・名称	実施機関・所在地	お問い合わせ	内　容
青少年活動全般	青少年育成センター 大阪市中央区森ノ宮中央 2-13-33 （府立青少年会館内）	☎06-6941-3409	青少年活動の相談・指導、行事・図書などの情報提供やビデオテープ等の貸出、青少年関係ボランティアの登録・斡旋を行う。 受月～金曜日　9時15分～18時
青少年相談全般	青少年相談センター		
青春すてっぷダイヤル	青少年相談センター 大阪市中央区森ノ宮中央 2-13-33 （府立青少年会館内）	☎06-6946-0003	高校中退等に関する相談 受毎週木曜日　10時～16時
中・高校生のためのおしゃべり電話（ティーンズライン）	大阪市中央区森ノ宮中央 2-13-33 （府立青少年会館内）	☎06-6945-8610	気軽な会話を通じた情報提供や心のサポートを大学生相談員が対応します。 受月～金曜日　16時～20時（祝日を除く）
少年の非行等	少年育成室・中央少年サポートセンター 大阪市天王寺区六万体町 5-12 （大阪少年補導協会会館内）	☎06-6772-4000	少年の非行などについての相談 受月～金曜日　9時～17時45分
	梅田少年サポートセンター 大阪市北区南扇町 6-28 （大阪市水道部扇町庁舎 3 階内）	☎06-6362-2225	
	ローズセンター （JR 大阪駅構内）	☎06-6315-1234 内線 601	
	難波少年サポートセンター 大阪市中央区東心斎橋 2-1-3 （日亜ビル 2 階）	☎06-6211-3400	
	東大阪少年サポートセンター 東大阪市永和 1-15-2 （シルバー人材センター内　1 階）	☎06-6723-3187	
	堺少年サポートセンター 堺市百舌鳥赤畑町 1-3 （堺市役所三国丘分館内）	☎072-251-9081	
	守口少年サポートセンター 守口市浜町 1-3-18　2 階	☎06-6993-0900	
	豊中少年サポートセンター 豊中市服部西町 4-13-1 （豊中市立青年の家「いぶき」内）	☎06-6866-3000	
	富田林少年サポートセンター 富田林市寿町 2-6-1 （南河内府民センタービル内）	☎0721-25-4922	
	岸和田少年サポートセンター 岸和田市野田町 1-5-5 （岸和田市立福祉総合センター内）	☎0724-23-2486	
	茨木少年サポートセンター 茨木市駅前 4-7-2 （茨木市生涯学習センター内）	☎072-625-6677	
子供の悩み・非行等（グリーンライン）	大阪府警察本部少年課少年育成室 大阪市天王寺区六万体町 5-12 （大阪少年補導協会会館内）	☎06-6772-7867	子供の悩みや非行などの相談 受 9時～17時45分（土、日、祝を除く）

子ども・青少年に関する相談窓口（つづき）

☎電話　F FAX　受付時間

分野・名称	実施機関・所在地	お問い合わせ	内容
児童全般	子ども家庭センター （府内に７か所：別記参照）		養育困難、児童虐待、肢体不自由、視覚障害、知的障害、非行、性格行動、不登校、しつけ、保健相談、里親相談等子どもに関わる全般の相談等に応じる。 受付時間 月～金曜日　９時～17時45分
子どもの悩み相談フリーダイヤル（子ども専用）		☎0120-7285-25	家庭や学校、友人関係などで、嫌なことや困ったことなど子ども自身からの様々な相談に応じる。 受付時間 24時間対応（子ども専用）
青少年健全育成条例にかかる府民からの相談	子ども青少年課　育成グループ 大阪市中央区大手前２丁目（府庁本館）	☎06-6941-0351 内線 4843 F06-6944-6649	条例にかかる図書類を販売する自動販売機の届出手続きについての相談 受付時間 月～金曜日　９時～18時（面談・電話）
私立学校の設置認可に関する相談	私学課　宗教・専各振興グループ 大阪市中央区大手前２丁目（府庁本館）	☎06-6941-0351 内線 4852 F06-6944-6650	知事認可校かどうかの確認、私立学校の設置認可の基準 受付時間 月～金曜日　９時～18時（電話・文書）
私立幼稚園保育料軽減に関する相談	私学課　幼稚園振興グループ 大阪市中央区大手前２丁目（府庁本館）	☎06-6941-0351 内線 4860 F06-6944-6650	保育料軽減補助金制度（対象範囲、請求手続等）についての相談電話 受付時間 月～金曜日　９時～18時
私立高等学校専修学校等授業料軽減に関する相談	私学課　宗教・専各振興グループ 大阪市中央区大手前２丁目（府庁本館）	☎06-6941-0351 内線4857（高校） 4852（専修） F06-6944-6650	助成対象要件及び助成額についての相談電話 受付時間 月～金曜日　９時～18時
大阪府育英会奨学金・入学資金貸付に関する相談	私学課　宗教・専各振興グループ 大阪市中央区大手前２丁目（府庁本館）	☎06-6941-0351 内線 4862 F06-6944-6650	貸付対象要件及び貸付額等についての相談 受付時間 月～金曜日　９時～18時（面談・電話・文書）

各子ども家庭センターは、次のダイヤルです。

名称	電話番号	担当区域
大阪府中央子ども家庭センター	(072) 295-8838	堺市、泉大津市、和泉市、高石市
大阪府池田子ども家庭センター	(072) 751-2858	池田市、豊中市、箕面市、豊能町、能勢町
大阪府吹田子ども家庭センター	(06) 6389-3526	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
大阪府寝屋川子ども家庭センター	(072) 828-0161	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四条畷市、交野市
大阪府東大阪子ども家庭センター	(06) 6721-1966	東大阪市、八尾市、柏原市
大阪府富田林子ども家庭センター	(0721) 25-1131	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、美原町
大阪府岸和田子ども家庭センター	(0724) 45-3977	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
大阪市中央児童相談所	(06) 6797-6520	大阪市

編集後記

昨年、11月に開催した「人権地域協議会事務局長・参事会議」で講演いただいた「児童虐待防止」「子どもの学力問題」についてまとめました。特に、地域の役割を中心にお話しいただき、改めて地域での取り組みを進めていくことの必要性を実感します。

2005年（平成17年）３月発行　編集・発行　財団法人大阪府人権協会 人権支援部
〒556-0028　大阪市浪速区久保吉 1-6-12
TEL 06-6568-2983　FAX 06-6568-2985　URL http://www.jinken-osaka.jp